農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年４月１日

いなべ市長　　日沖　靖

記

１　協議の場を設けた区域の範囲

古田地区

２　協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年３月29日

３　当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人　１経営体
個人　１経営体

４　３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分に確保されている。

５　農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６　地域農業の将来のあり方

平成８年11月26日の農家組合臨時総会で古田地区の農業の担い手として、㈲藤原ファームの設立に満場一致で決定後、平成９年の水稲栽培より事業を開始して以降、平成12年に餅米の加工による和菓子・草餅等の販売拠点「えぼし」を開店した。現在では、古田地区内水田の９割以上を耕作している。